

いきいき城山



強く 賢く 美しく

宇都宮市立城山中学校

年 組 氏名

○城山中学校 学校教育目標

(1) 基本目標

「人間尊重の教育」を基盤として、心身ともに健康で、自主的・自律的に行動し、豊かな創造力と正しい判断力を身に付け、社会の変化に主体的に対応し、国際人として世界に貢献できる人間の育成を目指す。

(2) 具体目標（具体的な生徒像など）

- ・心身ともに健康で勤労を尊ぶ生徒
- ・基盤となる学力を身に付け、自ら学ぶ意欲をもつ生徒
- ・礼儀正しく、責任を重んじ、心情豊かな生徒
- ・主体的で創造性に富み、個性豊かな生徒
- ・文化や伝統を尊重し、国際社会に貢献できる生徒

(3) 生徒の信条「強く 賢く 美しく」

強 く ＝ お互いを高め合い、困難を乗り越えられる強き人

賢 く ＝ 多くの知識を身に付けるとともに、自分の考えをはっきりと述べ、
正しい判断ができる賢き人

美しく ＝ 誰にでも優しく、何事にも心をこめて一生懸命に取り組む、生きる姿勢が
美しき人

○生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、城山中学校生徒会という。

第2条（目的）

本会は、会員の自主的活動を通して、友愛の精神で集団のバランスを保ち、自主的能力を育て、伝統ある本校をさらに発展させることを目的とする。

第3条（会員）

本会は本校生徒すべてを会員とする。

第2章 組 織

第4条（組織）

本会は目的達成のため次の組織を持つ。

生徒総会 中央委員会 各専門委員会 各種実行委員会 選挙管理委員会 各部活動

第5条（生徒総会）

① 総会は、本会での最高議決機関であり、次の事項を審議する。

- ・ 予算審議
- ・ 年間計画

- ② 総会は、毎年5月に会長が招集し、開催する。但し、会長や中央委員会が必要と認めたとき、学校長の許可を得て臨時の総会を開くことができる。
- ③ 総会は、会員数の5分の4以上の出席で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第6条（中央委員会）

- ① 中央委員会は、総会に次ぐ議決機関で、生徒会役員、各専門委員長、学級委員長、及び顧問教師により構成され、次の事項を審議する
- ・ 各学級からの提案事項の審議
 - ・ 各専門委員会、学級などとの連絡調整
- ② 中央委員会は、会長が毎月1回を原則として招集する。必要に応じて臨時中央委員会を開くことができる。

第7条（専門委員会）

- ① 本会の目的達成のため、次の専門委員会を置く。

（1）学年委員会

- ・ 学年集会の運営
- ・ 学年行事の企画・運営
- ・ 集会活動などの誘導や整列に関する活動
- ・ よりよい学級集団作りを目指した活動

（2）広報委員会

- ・ 放送室の運営に関する活動
- ・ 校内放送活動（給食、清掃、下校時など）

（3）図書委員会

- ・ 図書室の運営に関する活動（カウンター当番、本の紹介）
- ・ 学級内での図書に関する活動

（4）生活安全委員会

- ・ 募金活動の推進やとりまとめ
- ・ 登下校の安全意識の啓蒙活動や自転車点検
- ・ 服装の管理
- ・ 避難訓練に関する活動

（5）環境整備委員会

- ・ 校内美化に関する活動
- ・ 校内緑化（含募金活動）推進と実践活動

（6）保健体育委員会

- ・ 体育祭、新体力テストに関する活動
- ・ 生徒の体力や健康の保持増進、衛生管理に関する活動

（7）給食委員会

- ・ 学校給食の運営に関する活動
- ・ 生徒の食への意識の向上に関する活動
- ・ 牛乳パックのリサイクルに関する活動

- ② 専門委員会は、委員長が毎月1回招集し、次のことを行う。必要に応じ臨時専門委員会を開くことができる。

- ・ 年間活動計画の作成と実施
- ・ 先月の反省及び今月の重点目標と、中央委員会への報告

第8条（各種実行委員会）

各種実行委員会は、各種学校行事等の開催にあたり、目的達成のために生徒会会員の協力が必要であると考えられるとき、生徒会役員、学校長及び顧問教師の決定により組織されるものである。各種実行委員の構成員を生徒会役員、学校長及び顧問教師で決定し、その後、各種実行委員長が必要に応じて招集する。

第9条（選挙管理委員会）

この会則に定める選挙を管理するため、選挙管理委員会を選挙の4週間前までに設定し、開票の3週間後に解散する。（選挙に関する規定は別に定める）

第10条（各部活動）

生徒会における各部活動の役割は、次のものとする。

各部活動激励会への参加及び協力

第11条（委員会の権限）

各種専門委員会及び各種実行委員会は、原則的に中央委員会の承認をもって活動する。

第3章 役員及び委員

第12条（学級委員の定数）

学級委員の定数は次のように定める。

学級委員長 各学級1名 学級副委員長 各学級1名（委員長と別性）

第13条（各専門委員の定数）

専門委員は、各学級の生徒を均等に配置する。但し、学年委員会は学級委員長、学級副委員長で組織する。また、学年委員会以外は、その所属生徒の中から学級代表専門委員を毎月招集される専門委員会に出席させる。

第14条（生徒会役員の定数）

本会に次の生徒会役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名（各学年1名ずつ） 書 記 4名 会 計 2名

第15条（生徒会役員、各専門委員会の役員と委員及び学級委員の任期）

生徒会役員、各専門委員会の役員と委員及び学級委員の任期は、各学期とする。

第16条（生徒会・各専門委員の選出）

①生徒会長、副会長は、会員の10名以上の推薦と、担任及び学年主任の承認を受け、立候補した者のうちより、全会員の投票によって選出する。

②書記、会計は、①で立候補した者で、落選した者のうちより、学年ごとに、役職を問わず、得票率の高い順に就任を認めるものとする。

③各専門委員会には、委員長1名、副委員長1名、書記1名を置き、学級代表専門委員の中から互選する。

第17条（生徒会役員の兼任の制限）

生徒会役員は、同一任期における各専門委員、学級委員及び選挙管理委員に同時になることはできない。

第 18 条（議決事項拒否権）

学校長は、本会の議決事項に対し、教育的でないと認めたとき、これを拒否する権限を持つ。

第 19 条（再審請求権）

学校長及び顧問教師は、本会の議決事項に対し、教育的でないと認めたとき、これを総会に再び審議するように請求できる。

第 20 条（会則改正）

この会則の改正には、本会則第 5 条の②及び③における生徒会総会の過半数の賛成を必要とする。

第 21 条（慶弔）

この条項は、第 2 条の達成を目的としている。

① 会員死亡

原則的に生花、及び香典とする。また、その葬儀には、学校長及び、該当会員の所属する学年主任で検討し、生徒会長と所属学級の生徒の葬儀への参加を認める。

② 職員死亡

原則的に生花、及び香典とする。また、その葬儀には、学校長及び学年主任で検討し、関係生徒の葬儀への参加を認める。

○選挙規定

第 1 条

この規定は、生徒会会則の選挙に関する各条項に基づくものである。

第 2 条

選挙は、毎年前期 3 月、後期 9 月に行う。

第 3 条

選挙の告示は、投票日の 20 日前頃とする。

第 4 条

選挙に関する一切の仕事をするために、生徒会会則第 9 条に基づき選挙管理委員会を設ける。

第 5 条

選挙管理委員会の構成員については次のように定める。

①選挙管理委員会は、各学級で選出（1 名）した委員で構成する。

②選挙管理委員会には、委員長 1 名 副委員長 2 名 書記 2 名
を置き、構成員の中から互選する。

③生徒会則第 17 条に基づき、生徒会役員と選挙管理委員に、同時になることはできない。

④立候補者は、選挙管理委員になることはできない。

第 6 条

立候補者に対しての推薦に関しては、次のように定める。

- ① 生徒会役員及び選挙管理委員の、立候補者に対しての推薦は自由である。
- ② 立候補者は、自分に対しての推薦と、自分の対立候補への推薦はできない。それ以外の推薦は自由である。

第7条 [当選者の決定]

当選者は、職員会議において審議し、学校長の承認を得て公示する。

なお、定員（生徒会会則第14条）に満たない場合には、欠員を補充する。

また、定員を超えた場合には、学年ごとに、役職を問わず、得票率の高い順に役員への就任を認めるものとする。ただし、会長、副会長で立候補者の人数に偏りがあり、1票の重みに差がある場合はその重みを合わせる。

第8条 [欠員の補充]

役員に欠員を生じた時は、直ちに生徒会顧問が審議し、中央委員会で承認を得、最後に学校長から認定を受ける。補充による役員の任期は、他の役員と同じ期間とする。

第9条

選挙管理委員は、次の仕事をする。

- ・選挙の告示
- ・立候補の受付及び発表
- ・立会演説会の設定及び立候補者の紹介
- ・投票及び開票の管理
- ・選挙結果の発表
- ・その他選挙に必要なこと

第10条

選挙は、所定の投票用紙を使用し、選挙管理委員が定めた日時及び場所で行う。

第11条

投票及び開票は、選挙管理委員会が顧問の指導のもとに行う

第12条

投票数が同数の場合は、抽選により当選者及び次点者を決定する。

第13条

選挙結果発表の祭には、立候補者の心情配慮のため、得票数は発表しない。

第14条

重大な選挙違反をしたと選挙管理委員会が認めたときは、そのものの当選を無効とする。

生徒会会則及び選挙規定の特例

生徒会会則及び選挙規定において、特例を認めた方が生徒会発展のためによりよいと会長及び学校長が認めた場合、生徒会員の過半数の賛成を以て、特例が適応される。

附則

この会則は、平成19年4月1日から実施する。

○生徒心得

本校では、生徒のみなさんが他の人々から信頼される人に成長することを願っています。そのためには、みなさんが学校生活を送る目標として、以下にあげること守っていきましょう。

いじめのない学校を目指す 節度と規律を守れる学校生活を目指す

I 基本的な態度

1. 自分がされていやな事、言われていやな事を人に絶対にしないようにします。
2. 校内は公の場です。積極的にあいさつをするとともに、言葉遣いとマナーを守り節度のある生活をします。また、身のまわりの整理整頓をします。
3. 校外においてもさわやかなあいさつを心がけ、地域の一員としての自覚をもつとともに、地域の方々を大切にします。

II 授業を受ける態度

1. 授業に集中します。
2. 時間を見て着席し、チャイムで授業を開始します。
3. 忘れ物がないようにします。

III 安全に生活する態度

1. かけがえのない命を守る意識をもって生活します。
2. 軽はずみな行動をしないようにします。
3. 自分の学級以外の教室に入りません。
特別教室は、担当の先生の指示のもとに、または担当の先生に使用の許可を得て使用します。
保健室は、ケガや体調がすぐれないときに利用します。
4. 交通ルールや交通法規、交通マナーを守ります。
5. スマホ等の学校生活に不要なものや危険なものを持ってこないようにします。

IV 生徒の一日

時間帯	行 動	約 束
生徒登校 出席確認 朝の読書	・ 8：15に担任より出席の確認を受ける。 学習、読書の準備のため8：10登校を心がける。 ※朝会時は、8：15に決められた会場で出席の確認を受ける。 ・ 朝の学習、読書を行う。	・ 制服で登校する。 (雨の日は体育着でもよい) ・ 許可された自転車通学者はヘルメットを着用する。 ・ 指定の駐輪場に自転車を止め、施錠をするとともに鍵は各自で保管する。
朝の会	・ 学級の係が進行する。 ・ 担任からの健康観察を受け、一日の予定を聞く。 ・ 各係からの連絡を行う。	・ 貴重品や集金等は、朝のうちに担任に預けること。(盗難防止のため) ・ 制服で参加する。

◆生徒下校時刻 ⇒ 部活動に入部していない生徒，部活動休止日◆

6校時の日	5校時の日（内は水曜の場合）
通常日課 16：20	通常日課 15：20（15：00）
B日課 15：50	B日課 14：55（14：35）

※生徒下校時刻は，帰りの会終了時刻から10分後をさす。

◆部活動下校時刻◆

月	4月～9月（地区新人大会まで）	9月（地区新人大会後）～3月
下校時刻	18：15	17：15

※地区新人大会終了後、県新人大会やコンクールに出場する部活動の下校時間は17：45とする。

※三者懇談・教育相談期間の部活動の下校時間は17：00とする。

※部活動下校時刻は，校門通過時間をさす。時間厳守。

V 身だしなみ

*【★R○】の記載のあるものは，当該年度より，生徒参画のもと，きまりの見直しを行ったもの。

（1）標準服

- 1 男子は，指定のブレザーとネクタイ，スラックスとする。また，白色ワイシャツとする。夏服は，白色半袖ワイシャツあるいは半袖白色ポロシャツとスラックスとする。なお，温度調節のため，指定の白色ベスト着用も認める。
- 2 女子は，指定のブレザーと白色ベストとリボン（ネクタイ），スカート（スラックス）とする。また，白色ワイシャツとする。夏服は，白色半袖ワイシャツあるいは半袖白色ポロシャツとスカート（スラックス）とする。なお，温度調節のため，指定の白色ベスト着用を認める。スカート丈については，膝頭の中心とする。
- 3 標準服の時は，校内においては名札をつける。
- 4 運動着はすべて名札をつけ，指定のものとする。

■□衣替えについて□■

冬服→夏服…6月を基準日とする。 夏服→冬服…10月1日を基準日とする。

（前後1か月を移行期間とし，5月1日から10月31日まではクールビズを行う。）

詳しくは，文書で保護者に通知する。

（2）服装類

- 1 男子のベルトは黒色・紺色・茶色等の華美でない色のベルトを着用する。
- 2 靴下は白・黒・紺・グレー（ワンポイント可）とする。【★R6】
くるぶしソックスは体育時の安全面から着用しない。
- 3 セーターは，単色無地（ワンポイント可）のVネックセーターとする。色は，黒・紺・灰・白とする。

- 4 手袋、マフラー、ネックウォーマー等は華美にならないものを着用する。
- 5 防寒着は、コート（ダウン）・部活動ウィンドブレーカー上下（またはそれに準じるウィンドブレーカー）とし、色・デザインともに華美にならないものを着用する。
- 6 ストッキング・タイツを着用してもよい。色はベージュまたは黒とする。
- 7 ワイシャツ、ブラウスの「裾を出す」、ズボンを「下げて着用する」、スカートを「短くして着用する」等はしない。

（３）体育着【★Ｒ６】

- 1 指定のジャージ（上下）・半袖および長袖白色体育着（上）・ハーフパンツ（下）を着用する。
- 2 他者が見て、不快な着方にならないように着用する。
- 3 半袖および長袖白色体育着の着方は以下の通りとする。
 - ・集会や学校外での活動等のフォーマルな場*では、裾を体育着のハーフパンツやジャージのズボン（以下ズボンという）に入れる。集会場所や活動場所へ移動をする際には裾をズボンに入れた状態にする。
 - それ以外の場や活動において、気候や体調管理（含：熱中症対策）、活動の種類や安全面に応じて着方を調整する目的で、裾をズボンに入れず着用しても構わない。
 - *学校外においては、社会体験学習やふるさと学習等の「校外体験・校外学習」を意味する。
 - ・白体育着（半袖・長袖）の上からジャージの上着を着用する際に、ジャージから白体育着の裾や袖がはみ出ないようにする。

（４）靴

- 1 上ばき・体育館シューズは記名し、学年指定の色のものを履く。
- 2 登下校は白・黒・紺・グレーの色を基調とした運動靴とする。【★Ｒ６】
靴ひもも同様（ただし、模様のついているものは使用しない）とする。
また、ハイカットシューズやデッキシューズは使用しない。
（登下校や学校での活動に使用すること及び汚れや破損・消耗等を踏まえ選択・購入する。）

（５）かばん

- 1 リュック型バッグとし、必要な場合は補助的にサブバックを使用する。
自転車の前かごには入れず、荷台に縛るようにする。
- 2 色やデザインは、華美でないものとする。

（６）頭髪等【★Ｒ４】

- 1 学習に取り組みやすい。
- 2 清潔感がある。
- 3 髪を染める等、不自然に手を加えたり短くしたりしない。
- 4 ゴムひもやヘアピンの色は目立たない色（黒・紺・茶）を使用する。

VI 自転車通学

＊【★Ｒ〇】の記載のあるものは、当該年度に生徒参画のもと、きまりの見直しを行ったもの。

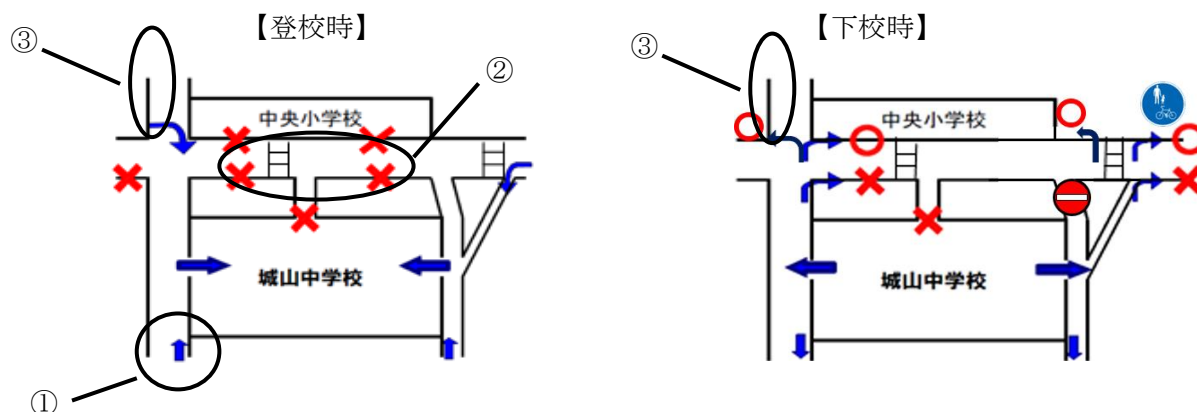
- 1 原則として通学距離が2 km以上の者とする。
- 2 通学者は年度初めの決められた期間に、許可願いを学校に提出する。
許可後、学校登録シールを付け、交通ルールや交通法規、交通マナーを守って通学する。
- 3 自転車は、荷台がある・変形ハンドルでない・両脚スタンドの形状とする。
- 4 度重なる注意を受けても、改善されない場合には、自転車通学許可を取り消すこともある。

自転車安全運転の約束

- 1 交通法規を守り、常に安全運転をします。
- 2 ヘルメットを必ず着用します。
- 3 定期的に自転車の点検をし、整備に努めます。
- 4 駐輪の際は必ず鍵をかけ、鍵の保管も万全にします。
- 5 自転車安全運転の約束を注意されても守れなかった場合は一定期間関の自転車通学の停止、それでも改善が見られなかった時には自転車通学の取り消しを承諾します。
- 6 自転車保険に加入しています。

※自転車用ヘルメットに指定はなく、選択は自由とする。【★Ｒ４】

〔登下校時および学校敷地内の通行について〕



- ・ 自転車は原則、左側を通行すること。ただし、登校時、①の場所（横断歩道より城山中側）は右側を通行すること。また、交通量の多い道路は、歩道内を走行して良い。その場合は、歩道が右側でも通行は可能で、歩道内を自転車は左側通行すること。
- ・ 登校時、②の場所（城山中と城山中央小の間の大谷街道）を7：30以降は、自転車で通行しないこと。※城山中央小児童の登校時間と重なるため。
- ・ 登下校時、③の場所はスクールゾーン側（緑のエリア側）を通行すること。
- ・ 横断歩道のない場所で道路を横断しない。
- ・ 西門または東門から出入りする。
- ・ 学校敷地内は自転車を降りて（乗らず）、押して通行する。